

万が一の事故に備えるために必須です 従事者登録の管理

■従事者登録の再確認のお願い

共済事業の健全な運営と利用者保護のため、従事者登録の適正化にご協力をお願いいたします。従事者登録は、事故発生時の補償判定において極めて重要であり、登録の誤りや漏れがある場合、共済金の支払対象外(免責)となることがあります。近年、未登録の客車運転者が事故を起こし、支払対象外となった事例も発生しています。

つきましては、現在の登録内容について、誤りや漏れ、不要な登録がないか、再度ご確認ください。

また、随伴車の間引き登録(不正行為)が発覚した際、随伴車が1台のみであるにもかかわらず、数十名の従業員が登録されていた例がありました。

なお、間引き登録や、共済金請求において随伴車や従事者の差し替え等の虚偽報告(不正請求)が確認された場合には、監督省庁、都道府県の担当部局及び警察本部へ報告のうえ、法的措置を含む厳正な対応を行います。



運転代行業務において、JD共済に従事者登録されていない者が客車を運行中、または車両登録されていない随伴車を使用中に発生した事故により生じた損害及び傷害に対しては、共済金を支払いません。
(受託自動車共済契約約款 第15条)

※ 共済掛金請求書に同封する「従事者名簿」をご確認いただき、除籍が必要な方の確認をお願いいたします。

■ 除籍者数が少ない場合(少数)

《様式1》従事者変更届にご記入ください。

■ 除籍者数が多い場合(多数) ※複数名の除籍は同一の除籍日に限ります

共済掛金請求書に同封されている従事者名簿の除籍が必要な従事者名に「取り消し線」を引き、空いている箇所「〇〇年〇月〇日付で〇名を除籍してください」とご記入ください。

【記入例】

00000	〇〇〇〇運転代行	作成日: 2026年1月〇日 ジェイ・ディ共済協同組合					
【従事者登録および交通事故傷害共済加入状況】							
登録従事者数	35名						
交通事故傷害共済加入者数	0名						
※ 下表の従事者登録は、2026年1月1日現在における契約内容を基に作成しております。 また、交通事故傷害共済に加入の従事者には、「加入」欄に〇印が付きます。							
従事者登録			交通事故傷害共済				
No	従事者名	登録日	除籍日	加入	異動	異動日	追加請求 (円)
1	山田 太郎	15/12/01					
2	山田 次郎	15/12/01					
3	山田 さくら	15/12/01					
4	森金 一郎	16/01/13					
5	森金 花子	16/05/09					
6	山田 健	16/11/01					

2026年2月10日付で12名を除籍してください。

● 提出方法(共通)

ホームページの書類等送信フォーム、メールまたはFAXにてJD共済へご提出ください。

※ 受信日より前の日付を記入されている場合は、受信日をさかのぼっての受付はできませんので、受信日時をもって除籍とさせていただきます。